

綾瀬市生ごみ処理機器補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、家庭及び事業所から排出される生ごみの減量化を図ることを目的とし、生ごみ処理機器（以下「処理機器」という。）を購入し、及び設置した者に対し、その購入費用の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において処理機器とは、厨芥類の生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物等の活動を利用し分解させて、その量を減量するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に規定する全ての要件を満たす者とする。

- (1) 処理機器設置時及び申請時において市内に住所を有し、現に居住する個人又は市内において事業を営む、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（以下「小規模企業者」という。）で、処理機器を継続的に使用する者
- (2) 補助対象者及び補助対象者（個人に限る。）の属する世帯員が5年以内に当該補助金の交付決定を受けていない者
- (3) 補助対象者及び補助対象者（個人に限る。）の属する世帯員が市税及び清掃手数料に未納がない者
- (4) 補助対象者及び補助対象者（個人に限る。）の属する世帯員又は、商業登記簿謄本に記載のある者（小規模企業者に限る）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(処理機器の基準)

第4条 補助金の交付対象となる処理機器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 材質が耐水性及び耐久性を備え、臭気等の発散及び雨水等の流入を防止し、電力若しくは微生物等の活動を利用し、生ごみを減量化できるもの

(2) 設置方法及び使用方法等についての十分な説明書が添付され、不明な点についての問い合わせ先（メーカー又は販売店等）が明示されているもの

(3) 購入する処理機器についての領収書又は支払いの事実が確認できる書類が発行されるものであって、購入から 1 年以内のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する処理機器は交付対象としない。

(1) 生ごみを単に焼却するもの

(2) 生ごみを単に破砕し、水路又は下水道に排出するもの（ディスポーザー等）

(3) 中古品（再生品等を含む。）

(4) 転売品及び個人売買のもの

(5) 自作のもの（材料費を含む。）

(6) オーダーメイド品（製品として一般に流通していないもの）

(7) ふるさと納税の返礼品

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、処理機器本体の購入金額の 10 分の 9（100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とし、予算の範囲内で補助する。ただし、補助対象者及びその者の属する世帯の補助限度額は、50,000 円とする。

2 前項の購入金額は、消費税及び地方消費税を除いた処理機器の金額から、割引額、保有ポイント使用分等を差し引いた額とする。

（補助金交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機器補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入した処理機器についての領収書又は支払いの事実が確認できる書類（購入年月日の記載のあるもの）の写し

(2) 役員名簿、従業員数が確認できる書類及び商業登記簿謄本の写し（小規模企業者に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第 7 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、交付の適否について生ごみ処理機器補助金交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式

）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理機器補助金交付請求書（第3号様式）に生ごみ処理機器補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（設置者の義務等）

第9条 処理機器を設置した者は、常に良好な状態で生ごみを処理するよう維持管理に努めなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第7条の規定による補助金の交付決定を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成7年4月1日以降に設置した処理容器について適用し、平成7年3月31日以前に設置した処理容器については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成9年6月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成9年4月1日以降に設置した処理容器について適用し、平成9年3月31日以前に設置した処理容器については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成12年4月1日以降に購入し設置した処理容器について適用し、平成12年3月31日以前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。
- 3 改正後の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成19年4月1日以降に購入し設置した処理容器について適用し、平成19年3月31日以前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成22年4月1日以降に購入し設置した処理容器について適用し、平成22年3月31日以前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成23年4月1日以降に購入し設置した処理容器について適用し、平成23年3月31日以前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、施行の日以降に購入し設置した処理容器について適用し、施行の日前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、施行の日以後に購入し設置した処理容器について適用し、施行の日前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理機器補助金交付要綱は、施行の日以降に購入し設置した処理機器について適用し、施行の日前に購入し設置した処理機器については、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

生ごみ処理機器補助金交付申請書

年 月 日 （宛先）綾瀬市長 住所（所在）綾瀬市 名称（事業所名） 氏名（代表者名） 電話	
次のとおり申請します。 なお、生ごみ処理機器補助金の交付決定にあたり、次のことについて同意します。 (1) 申請者の住所又は所在を公簿等により確認すること。 (2) 申請者及び申請者（個人に限る。）の属する世帯員の市税の納付状況の確認をすること。 (3) 申請者（小規模企業者に限る。）の法人市民税の申告状況の確認をすること。 (4) 申請者及び申請者（個人に限る。）の属する世帯員又は商業登記簿謄本に記載のある者（小規模企業者に限る。）が暴力団員等でないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会をすること。	
申請対象品の種別	電気式・コンポスト・その他
購入年月日	年 月 日
設置年月日（又は設置予定年月）	年 月
購入金額	（消費税及び地方消費税を除いた生ごみ処理機器の金額） －（割引額、保有ポイント使用分等）＝ 円
補助金申請額 （限度額 50,000 円）	（上記購入金額×9／10）＝ 円
添付書類	☐ 生ごみ処理機器購入時の領収書又は支払いの事実が確認できる書類（購入年月日の記載のあるもの）の写し ☐ 役員名簿、従業員数が確認できる書類及び商業登記簿謄本の写し（小規模企業者に限る。） ☐ その他市長が必要と認める書類

※太枠内のみ記入してください。

設置状況等確認調査		備 考
設置状況確認日	・	
設置状況確認者（氏名）		
5年以内の交付決定の有無	有 ・ 無	

第2号様式（第7条関係）

生ごみ処理容機器助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

次のとおり通知します。

1	補助金の交付	交付する ・ 交付しない（理由：	
2	補助対象品の 種別及び基数	種 別	
		基 数	基
3	補助金交付決定額 円		
4	備考		

第 3 号様式（第 8 条関係）

生ごみ処理機器補助金交付請求書

年 月 日				
(宛先) 綾瀬市長				
請求者 住所（所在）綾瀬市				
名称（事業所名）				
氏名（代表者名）				
電話				
年 月 日付けで補助金の交付決定がありました件について、綾瀬市 生ごみ処理機器補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。				
1	補助金の名称	綾瀬市生ごみ処理機器補助金		
2	補助金の交付決定通知額	円		
3	交付請求額	円		
4	生ごみ処理機器設置基数	基		
5	添付書類 生ごみ処理機器補助金交付決定通知書の写し			
振 込 口 座	フリガナ			
	口座名義人			
	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	